

厚生労働大臣

殿

令和4年4月19日

機関名 国立大学法人東京大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 藤井 輝夫

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 医療現場や医療機関等における情報利活用の環境整備に向けた医療用語の標準化に関する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院医学系研究科・准教授

(氏名・フリガナ) 今井 健・イマイタケシ

4. 倫理審査の状況

該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)			未審査 (※ 2)
	審査済み	審査した機関		
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称 :)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェック
クレ一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) •該当する□にチェックを入れること。
•分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和4年4月13日

厚生労働大臣
 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
 (国立保健医療科学院長)

機関名 国立大学法人愛媛大学

所属研究機関長 職名 大学院医学系研究科長
 氏名 山下 政克

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 医療現場や医療機関間等における情報利活用の環境整備に
向けた医療用語の標準化に関する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院医学系研究科・教授
(氏名・フリガナ) 木村 映善・キムラ エイゼン

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称 :)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェック
クレ一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容:)

(留意事項) •該当する□にチェックを入れること。
•分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

国立大学法人愛媛大学における委任に関する規程

〔平成 16 年 4 月 1 日
規則第 38 号〕

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学の事務を組織的かつ能率的に処理するため、学内の委任について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程中「委任」とは、学長が各学部長、各研究科長、教育・学生支援機構長、社会連携推進機構長、産学連携推進センター長、知的財産センター長、地域専門人材育成・リカレント教育支援センター長、防災情報研究センター長、南予水産研究センター長、植物工場研究センター長、紙産業イノベーションセンター長、地域協働センター西条センター長、地域協働センター南予センター長、地域協働センター中予センター長、地域共創研究センター長、四国遍路・世界の巡礼研究センター長、俳句・書文化研究センター長、沿岸環境科学研究センター長、地球深部ダイナミクス研究センター長、プロテオサイエンスセンター長、アジア古代産業考古学研究センター長、宇宙進化研究センター長、学術支援センター長、総合情報メディアセンター長、埋蔵文化財調査室長、国際連携推進機構長、ミュージアム館長、総合健康センター長、広報室長、四国地区国立大学連合アドミッションセンター長、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室長、データサイエンスセンター長及び医学部附属病院長（以下本条において「学部長等」という。）に、学長の職務権限の一部を行わせることをいい、学部長等は、その事務について与えられた職務権限の範囲内で、学部長等の名により、自らの責任において事務を行うものとする。

(委任事務)

第3条 委任する事務は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 6 月 15 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 12 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 23 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

委任事項	委任者	受任者	備考
<p>遺伝子組換え実験の安全確保に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 実験従事者に対する教育訓練及び健康管理を行うこと。</p> <p>(2) 安全委員会の委員及び安全主任者を任命すること。</p> <p>(3) 学長の承認を必要とする実験（機関実験）について、承認を与えること。</p> <p>(4) その他、文部科学省への申請及び報告等学長が行う事項を除き、必要な事項を実施すること。</p>	学長	教育学部長 理学部長 医学系研究科長 医学部附属病院長 工学部長 農学部長 学術支援センター長 沿岸環境科学研究センター長 プロテオサイエンスセンター長 南予水産研究センター長	
<p>競争的資金等の研究分担者となることの承諾に関すること。</p>	学長	各学部長 各研究科長 教育・学生支援機構長 社会連携推進機構長 産学連携推進センター長 知的財産センター長 地域専門人材育成・リカレント教育支援センター長 防災情報研究センター長 南予水産研究センター長 植物工場研究センター長 紙産業イノベーションセンター長 地域協働センター西条センター長 地域協働センター南予センター長 地域協働センター中予センター長 地域共創研究センター長 四国遍路・世界の巡礼研究センター長 俳句・書文化研究センター長 沿岸環境科学研究センター長 地球深部ダイナミクス研究センター長 プロテオサイエンスセンター長 アジア古代産業考古学研究センター長 宇宙進化研究センター長 学術支援センター長 総合情報メディアセンター長 埋蔵文化財調査室長	

		国際連携推進機構長 ミュージアム館長 総合健康センター長 広報室長 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室長 四国地区国立大学連合アドミッショングセンター長 データサイエンスセンター長 医学部附属病院長	
「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年12月28日16文科振第929号）」に定める「研究を行う機関の長の権限又は事務」に関すること。	学長	医学系研究科長 医学部附属病院長 プロテオサイエンスセンター長	
「厚生大臣の定める施設基準（平成6年3月厚生省告示第61号）」に係る届出、「新看護等の基準（平成6年3月厚生省告示第63号）」に係る届出及び「入院時食事療養の基準等（平成6年8月厚生省告示第238号）」に係る届出に関すること。	学長	医学部附属病院長	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める申請及び届出等に関すること。	学長	医学系研究科長 医学部附属病院長	
国立大学法人愛媛大学兼業規程第5条の規定に基づき、各部局等の長以外の職員が、国、他の国立大学法人又は独立行政法人からの依頼に基づき公的な業務に従事する兼業並びに同規程第9条第1項第1号、第2号及び第11号に規定する兼業以外の兼業に従事する場合の許可に関すること。	学長	医学部長 医学部附属病院長 医学系研究科長 農学部長 農学研究科長 大学院連合農学研究科長	
「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日26文科振第475号）」に定める「研究機関の長の権限又は事務」に関すること。	学長	医学部附属病院長	

令和4年3月31日

厚生労働大臣 殿

機関名 国立大学法人筑波大学

所属研究機関長 職名 国立大学法人筑波大学長

氏名 永田 恭介

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 医療現場や医療機関等における情報利活用の環境整備に向けた医療用語の標準化に関する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学医療系 讲師

(氏名・フリガナ) 香川 瑞奈 ・ カガワ リナ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称 :)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェック。一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容:)

(留意事項) •該当する□にチェックを入れること。
•分担研究者の所属する機関の長も作成すること。